

緑地協定書（阪急宝塚山手台第16住宅地区）の縦覧について

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第4項の規定に基づき、緑地協定の認可申請があったので、同法第46条第1項の規定により、次のとおり公告し図書を縦覧に供する。

なお、同法第46条第2項の規定により、関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該緑地協定について、市長に対して意見書を提出することができる。

令和3年（2021年）4月5日

宝塚市長 中川 智子

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 緑地協定の名称 | 阪急宝塚山手台第16住宅地区緑地協定   |
| 2. 緑地協定区域  | 宝塚市山手台東3丁目28番1 外12筆<br>合計面積 2,839.59 m <sup>2</sup>              |
| 3. 縦覧場所    | 宝塚市東洋町1番1号<br>宝塚市役所 都市安全部 公園河川課                                  |
| 4. 縦覧期間    | 令和3年4月5日から令和3年4月19日まで<br>(午前9時から午後5時30分まで)<br>なお、土曜日、日曜日、祝祭日は除く。 |